

# 第3章

## ステップアップ編

この章では、第1章、第2章で示した基本的な活動内容に加えて、特別支援教育コーディネーターとして理解し、意識してほしい内容をまとめました。

基本的スキルを身に付けた先生方も、更にステップアップを目指し、取組の参考にしてください。



特別支援学校への就学を決定する際はもちろん、小中学校において、特別支援学級への在籍、通級による指導の実施など特別な教育課程編成を行うには、市町村教育委員会に設置された就学相談委員会等における審議と判断が必要になります。また、就学相談委員会等に審議を依頼する際には、保護者の意向の確認や同意も必要です。

特別支援教育コーディネーターは、就学判断に係る仕組みや流れ（前ページ図）を理解し、保護者が見通しを持って考えられるように説明することも大きな役目の一つです。

例えば、特別支援学級の障害種別による教育課程の違い（下表）や、通級による指導などの教育課程について説明したり、就学の変更した場合のメリット・デメリットを具体的に伝えたりしましょう。実際に見学や体験できる機会をコーディネートすることも大切です。

### 知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の違い

	知的障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級
対象者の基準	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     学校教育法施行令第 22 条の 3 の表 知的障害の項に達しない程度の障害を併せ有する場合、障害の状態に応じて特別支援学級(知的障害)における教育を受けることについて検討する。                 </div>
教育課程	1 小・中学校の学習指導要領に基づき、各学年の教育課程編成をもとに、特に必要がある場合は特別の教育課程によることができる（学校教育法施行規則第 138 条参照）。 ただし、目的及び目標は、学校教育法に定める小・中学校のものと同一。 2 交流及び共同学習を推進する 【特別な教育課程の例】 ① 自立活動を取り入れる ② 各教科について、下学年の目標・内容に替える ③ 知的障害特別支援学校の各教科を取り入れる → 各教科等を合わせた指導の実施も可能 ※ 適切な教科用図書を使用できる	【特別な教育課程の例】 ① 自立活動を取り入れる ② 各教科の一部を下学年の目標・内容に替える

特別支援教育 教育課程学習指導手引書（長野県）参照

### 保護者と、「教育的ニーズと必要な支援」について合意形成を

就学相談は就学の間を決定して終わりではありません。特別な教育課程編成を行うこととなった場合は、必ず支援会議や校内委員会等を活用して、保護者と共に、そこで何を、どのように指導・支援するのかを明確にしましょう。評価をどのように行うのかも確認します。家庭でも同一歩調で対応してもらうように、可能な範囲で保護者に協力を求めることも大切です。

また、学校だけでは担うことができないニーズや必要な支援については、学校外の支援機関を交えて、どのように支援していくかを確認しましょう。

### 校内就学相談委員会のマネジメント

市町村教育委員会の就学相談委員会に審議を依頼する前に、学校として、就学の間を含む教育対応の変更について検討するのは「校内就学相談委員会」です。特別支援教育コーディネーターは「校内委員会」での検討経過を踏まえて情報を整理し、校内就学相談委員会での確かな検討ができる環境を整えます。

市町村教育委員会が設置する就学相談委員会の検討スケジュールを見越して、早めに保護者との相談及び、校内就学相談委員会などを計画しましょう。

## 第3章2 保護者・地域への理解・啓発

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に効果的な教育活動を行うためには、障害のある児童生徒の保護者のみならず、障害のない児童生徒の保護者への理解を進めることが大切です。

そのために学校として、障害の有無にかかわらず、一人一人のニーズに応じた教育対応をしていること、またそのための校内支援体制等を説明しましょう。また、学校内だけでなく地域の中で生きていく子どもたちですので、地域の理解を得ていくことも学校の役目です。

保護者や地域へ全校体制で特別支援教育に取り組んでいることを伝えましょう。

特別支援教育を推進するために、様々な機会をとらえて全校の保護者の理解促進を図る必要があります。その際、管理職が保護者の前で直接話をするなど、学校全体で取り組んでいる姿勢を示すことが大切です。

＜例＞ PTA総会や学校だより等で、特別支援教育に関する学校の姿勢や校内体制、具体的な取り組みについて校長先生より紹介。（特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーの紹介を含む）PTAや地域に向け、特別支援教育研修会の実施。

悩んでいる保護者に、今後の見通しにつながる情報を発信しましょう。

定期的、継続的にすべての保護者に向けて発信することを心がけましょう。

情報発信の例

- 日頃から、特別支援教育コーディネーターへの相談が気兼ねなくできること（年度当初）
- 「教育相談の申し込み方法」や「スクールカウンセラーの勤務日と利用方法」（年度当初）
- 特別支援教育や発達障害、子どもの成長についての理解啓発（随時）
- 「特別支援学校の見学や体験入学の情報提供」（随時）
- 「特別支援学級の見学や体験の通知や個別連絡」（随時）

新入生の保護者には、安心して入学できるように機会を捉えて説明をしましょう。

- |   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自校の特別支援教育体制についての説明</li><li>○ 生活リズムの整え方や、入学後の学校生活に向けた準備についての話</li><li>○ 個別の教育相談も可能であることの周知</li></ul> | } | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入学前の保護者説明会</li><li>・ 幼稚園・保育所夏のプール参観</li><li>・ 来入児検診前</li></ul> | 等 |
|---|---|--|---|

地域の特別支援教育コーディネーターと協力して地域に情報を発信しましょう。

- 学校公開日などに、地域の方々に向けて、特別支援教育や発達障害にかかわる理解啓発
- 自治会の回覧・広報等を利用して地域・近隣で行われる研修会の紹介
- 地域の特別支援教育コーディネーターと連携して、地域学習会の開催

## 第3章3 生徒指導，不登校支援との連携

発達障害の特性により生じる学習や人間関係の困難さから，やる気がないと注意を受けたり，もっと努力するよう無理強いをさせられたりすることにより，子どもは自己肯定感を低下させ，その結果として不登校や問題行動を引き起こすこともあります。このような児童生徒をいち早く発見し，その子の特性を理解した支援を行っていくことが，特別支援教育コーディネーターの大切な役割の一つです。

### 生徒指導主事や不登校担当教諭との連携

生徒指導上の問題行動の中には，発達障害の二次的な障害により起こるケースがあります。また，発達障害がある児童生徒が，学級で人間関係をうまくつukれないことなどにより，登校を渋るようになるケースもあります。これらの場合，支援にかかわる先生方（生徒指導主事や不登校担当教諭など）にその児童生徒の特性を正しく理解してもらい，その特性に合った支援をしてもらうことが大切です。

#### 【連携のポイント】

- (1) 児童生徒の抱えている困難さを，生徒指導，不登校支援，特別支援教育の担当者が共通理解し，それぞれの角度からどんな支援ができるかを考えましょう。それぞれの支援でその子にどのような変化が見られたかを情報交換することでよりよい連携になっていくでしょう。
- (2) 年度当初に行われる校内研修の中で，問題行動を起こす児童生徒や不登校になる児童生徒の中には発達障害が原因で，その二次的な障害として問題を引き起こしてしまうケースがあることを伝えておくと，校内の教職員が「特別支援教育」を意識して児童生徒にかかわるようになります。

### 生徒指導や不登校支援に特別支援教育コーディネーターが共に関わった事例

#### (1) 生徒指導にかかわった事例

#### 問題行動を頻繁に起こす中学2年のAさん

Aさんは授業中に，マンガを読んだり，音楽を聴いたりして教科担任に注意を受けることが多い生徒です。注意を受けたとき，指示に応じることもありますが，最近は教科担任に反抗的な態度をとり，暴言を吐いたり，教室を出て行ってしまったりすることが増えてきました。その都度指導をするのですが，次の日には約束したことを忘れてしまい同じことを繰り返してしまいます。

#### 生徒指導主事と相談 → Aさんの実態把握を行う

生徒指導主事からの相談を受けて，その行動に何らかの要因があると感じた特別支援教育コーディネーターは生徒指導主事と協力して，次の①～③のような実態の把握を行いました。

- ① 教科担任者会を開き，それぞれの授業でのAさんの様子を聞く（当面の対応策も含めて検討）。
- ② 出身小学校に問い合わせ，小学校時代の情報を得る。
- ③ 相談員がAさん本人と面談をして，困っていることを聞く。

**保護者との面談 →保護者の思いに寄り添い、専門的な支援者につなぐ**

保護者と面談の機会をもち、Aさんの最近の学校での様子を伝えた上で、家での様子や小さい頃の様子について話を聞いてみました。家でも感情のコントロールが難しく、カッとなってお母さんに暴力を振るうこともあると聞き、特別支援学校の教育相談を受けてみることを勧めてみました。相談後、しばらくすると、保護者から、特別支援学校の先生の説明を受けて〇〇病院を受診してみたいという報告がありました。

**2回目の教科担任者会の開催 →Aさんの支援策を検討する**

病院の先生にも参加してもらい、教科担任者会を利用してAさんの支援会議を行い、特性に応じた支援を考えました。以下はその会議で決まった支援策です。

- ・課題の難易度に応じたプリントを用意しておく。
- ・途中に身体を動かしたり、クイズをしたりする等、気分転換の時間を取り入れる。
- ・授業に集中できずにイライラしてきた場合には、担任の許可を得てから一度相談室へ行って来る。

このような取り組みを始めてしばらくすると、Aさんは以前よりも落ち着いて授業に取り組めるようになり、教師や生徒とのトラブルが少なくなりました。

(2) 不登校支援にかかわった事例

**不登校傾向にあった中学3年生のBさん**

学級内の人間関係に悩み、教室に入れなくなってしまったBさん。同級生と人間関係をつくることを苦手としているようで、「教室にいると息苦しくなる」と話し、相談室に通うようになりました。息苦しくなる理由を聞いてみると黙ってしまい、困っていることが自分で分からないのか、表現できないだけなのかが分かりませんでした。

**不登校担当教諭と相談 →本人と保護者にスクールカウンセラーとの相談を勧める**

「息苦しくなる」と話す要因について丁寧にとらえる必要を感じ、不登校担当教諭と相談し、小委員会を開くことにしました。担任、養護教諭、相談室担当職員等と支援策を検討するとともに、Bさん本人と家庭にスクールカウンセラーとの相談を勧めてみることにしました。

**スクールカウンセラーの助言をもとに支援策を検討**

カウンセリングを重ねる中で、Bさんの言動の背景には認知の偏りから対人関係の形成に困難さがあることが分かってきました。そこで、再度小委員会で支援策を検討し、スクールカウンセラーとの相談を継続しBさんの心の安定をはかること、そして支援員の先生がスクールカウンセラーと相談をしながら、「上手な断り方」などの人間関係づくりに必要なソーシャルスキルトレーニングを行っていくことになりました。

**校内就学相談委員会の実施→特別支援学級を弾力的に運用し、Bさんの学習支援を行う**

校内の就学相談委員会にはかり、まずは安定した学習場所を確保するべきだと判断し、一時的に自・情障特別支援学級を活用して学習支援を受けることになりました。自・情障特別支援学級には中学3年生がいませんでしたが、教科担任が2年生の学習活動の合間にBさんにもかかわる形で学習を支援しました。居場所ができたBさんは欠席なく学校に通い、〇〇高等学校に進学することができました。〇〇高等学校では同じ趣味の気の合う友だちもでき、人間関係も良好で、毎日楽しく学校に通えているようです。

## 第3章4 支援情報の管理と活用

特別支援教育コーディネーターには、「支援情報を適切に管理・活用する」という情報管理の仕事もあります。情報の管理や受け渡しにおいては、個人情報の保護について、十分に留意する必要があります。

### 支援にかかわる情報の種類

支援にかかわる情報には、以下のようなものがあります。公的な文書、支援記録等の文書情報だけでなく、保護者や前担任との懇談内容、授業参観等のメモも子どもに関わる大切な情報です。

(1) 関連機関からの情報

医師の診断書 保健福祉事務所、医療機関等の療育情報 就学判断書の写し等

(2) それまでの支援情報

個別の教育支援計画 個別の指導計画  
支援・指導の記録（支援会議記録・学習記録・通知表の写し等）

(3) 保護者、前担任等からの情報

保護者との懇談内容 保護者からの情報提供書等  
前担任との懇談内容 プレ支援シート

### 支援情報の管理

支援にかかわる情報は、担任、就学前係や教頭先生等、相談を受けたり、連絡会で話を聞いたりして、いろいろな人が受け取ることが考えられます。それぞれの受け取った情報を集め、支援に活用できるように適切に管理することが特別支援教育コーディネーターの大切な仕事となります。

情報を一つに集めて管理するために、支援が必要な児童生徒、または支援が必要になるだろうと予想される児童生徒について、個人ファイルを作成し、一人の情報を一冊に集めて管理できるようにしましょう。また、個人ファイルは、担任や特別支援教育コーディネーターが個人的に管理するのではなく、職員室の棚などにまとめて管理しましょう。そうすることで、受け取った情報を誰もがそのファイルに綴じ込み、活用していくことができます。



### 支援情報の活用

支援の必要な児童生徒に対し、入学・進級直後から適切な支援ができるようにすることが、支援の情報を集め、引き継ぐ目的です。集めた情報を整理、取捨選択し、学校における支援に活用していくことが最も大切なことです。

集めた情報を生かして、入学、進学直後の支援体制を整えたり、「個別の指導計画」や「個別

の教育支援計画」を作成したりするための基礎資料として活用しましょう。

### 【支援情報の活用例】

広汎性発達障害のあるAさんの保護者から相談があったB小学校では、Aさんの入学に向けて、できるだけ丁寧に準備を進めることができるよう心掛けました。

#### 保護者との教育相談の繰り返し

教育相談を繰り返す中で、保護者との信頼関係をつくることができました。

#### 職員研修（3学期 3回）

- 1回目 発達障害にかかわる基礎的研修
- 2回目 特別支援教育コーディネーターが、教育相談の検査結果等を分析しながら、Aさんの障害の特徴や対応の仕方について研修しました。
- 3回目 保護者の了解を得て、保育園での様子をビデオに撮影し、全職員で見ながら、Aさんの行動の特徴と保育士の関わりについて話し合いました。

#### 入学準備

- ・学級編制への配慮（障害のある子への対応豊富な担任・保育園の友だち関係など）
- ・入学式の参加について（前日リハーサル・視覚的な掲示用プログラム作成など）

#### 入学

- ・支援会議の実施
  - ⇒ 個別の指導計画の作成
  - ⇒ 特別支援教育支援員による支援

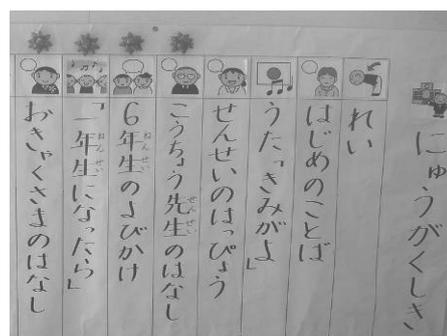
特別支援教育コーディネーターを中心に積極的にAさんにかかわる情報を集め、その情報を活用して入学準備を進めたことで、全校の先生が自分のこととしてAさんの支援について考え、全校体制でスムーズに入学につなげることができました。

現在、Aさんは特別支援教育支援員の支援を受けながら、笑顔で学校生活を送っています。

Aのことを、全校の先生方に知ってもらって、受け入れてもらえたらうれしいです。



母



入学式で扱った掲示用プログラム

## 情報の受け渡し、管理等に関する留意点

支援にかかわる個人情報を扱う際には、個人情報の保護に十分に留意する必要があります。

- ・個人ファイルは鍵のかかる棚、キャビネット等に保管してください。
- ・外部機関と支援情報の受け渡しをするとき、支援情報を引き継ぐときには、保護者（場合によっては本人も含め）の了解を得てください。

### 【個人情報の保護について】

長野県個人情報保護条例

([https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/nagano-ken/d1w\\_login.exe](https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/nagano-ken/d1w_login.exe))

## 第3章5 地域の特別支援教育コーディネーター等連絡会の充実

県下の各郡市においては、特別支援教育コーディネーター等連絡会が組織され、幼少期からの一貫した地域の支援体制の構築・充実や支援力の充実等に向けて、それぞれの地域の特色を生かした取組が進んでいます。地域における教育と医療、保健、福祉、労働等の横の連携と幼保・小・中・高の縦の連携の更なる充実が、支援の必要な児童生徒の学校生活・地域での生活を充実させ、その子の将来の自立と社会参加を豊かなものにしていきます。

### 地域の実情に応じた特別支援教育コーディネーター等連絡会の実施

#### (1) 連絡会の構成員・組織について

連絡会の構成員や組織は郡市ごとに特色があります。

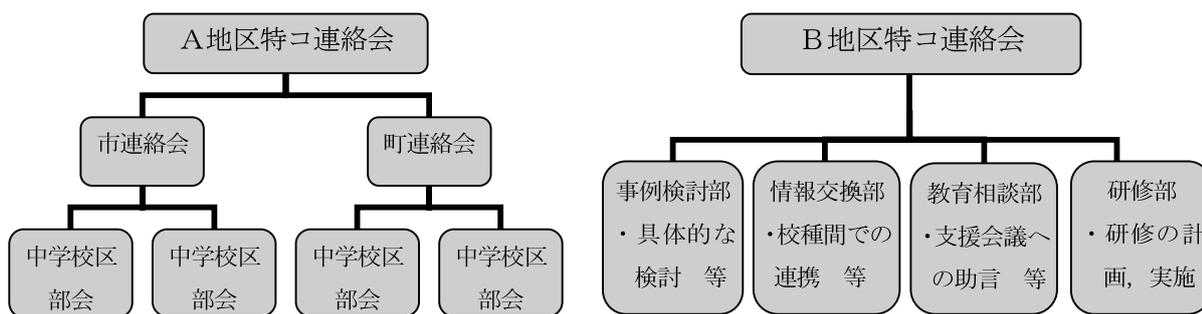
幼保から小、小から中、中から高、高から更なる移行先へと連携を図っていく場合には、市町村の子ども課等、幼稚園・保育所の特別支援教育担当者、高等学校の特別支援教育コーディネーター等が構成員になると、連携がスムーズになります。

組織としては、郡市の規模にもよりますが、中学校区を単位に部会を作り、実質的な連携を図ったり、幼保・小・中・高の校種間の連携にかかわる部門（情報交換部）を立ち上げて、取り組んだりしているところもあります。

他郡市の連絡会の取組を、自らの連絡会の課題に合わせ取り入れていくことも大切なことです。年2回開催される「特別支援教育地区代表者会」では、各郡市の代表者が集まり、研究協議や情報交換をしています。

分野	構成員	備考
行政	市町村教育委員会担当者	○
	市町村関係課担当者	○
教育	特別支援教育担当校長	◎
	地区代表者	◎
	幼稚園・保育所 特別支援教育担当者	○
	小学校特別支援教育コーディネーター	◎
	中学校特別支援教育コーディネーター	◎
	高等学校特別支援教育コーディネーター	○
福祉	特別支援学校コーディネーター	◎
	相談支援専門員	○
	療育コーディネーター	○

※ ◎は全地区 ○は地区によつての構成員



### 特別支援教育コーディネーター等連絡会の内容

県下各地の特別支援教育コーディネーター等連絡会は、以下を柱に取組を進めてきています。

- ・ 一貫した支援のための引き継ぎ、相談、情報共有の体制構築
- ・ 事例検討を通しての支援力の向上
- ・ ニーズに合わせた研修

### (1) 一貫した支援のための引き継ぎ、相談、情報共有の体制構築について

地域によっては移行のための統一したシートの作成を始めているところもあります。シートの作成と活用を効果的なものとし、幼保・小・中・高のスムーズな移行と学校生活の充実を図るためにも、移行段階での情報交換の機会を定期的に取り上げていくことが大切になります。

### (2) 事例検討を通しての支援力の向上について

新任の特別支援教育コーディネーターにとっては、実際の事例を通して、支援の仕方・校内体制の構築方法・保護者との関係づくり・関係機関との連携の在り方等を学んでいくことができる、非常に大切な研修の機会であり、支援力の向上につながります。

また、経験の豊富な特別支援教育コーディネーターであっても、将来の就労を見越した支援となると、その手掛かりが見つけれないなど、得意とする分野とそうでない分野とがあり、ケースによっては対応が難しい場合もあります。連絡会の中で、事例検討の機会が設けられていると、それぞれの特別支援教育コーディネーターの専門性を活かし合った様々なアドバイスを得ることができます。また、このような機会を設けることは、各校において、特別支援教育コーディネーターが、一人で抱え込んでしまうことなどを防ぐことにつながります。

### (3) 地域のニーズに合わせた研修会の充実のために

各郡市では、様々な研修が行われています。新任の特別支援教育コーディネーターへの研修が充実している郡市、ある程度の経験のある特別支援教育コーディネーターを対象としたスキルアップのための研修を始めている郡市もあります。

特別支援学校には、特別支援教育コーディネーター・自立活動担当教員等、様々な専門性を持ち合わせた教員がいるので、研修の内容に合わせて、そうした地域の人材を活用することも大切です。また、地域の人材を活用しての研修を行い、実際の支援につなげていくことにより、地域のネットワークが充実し、地域の支援力が高まっていきます。

## 特別支援教育コーディネーター等連絡会の更なる充実のために

地域の特別支援教育を推進していく上で、特別支援教育コーディネーター等連絡会が果たす役割は、大変重要です。そして、一貫した支援のための地域の体制構築、各学校における支援力の向上機能を更に充実させていくためには、医療、保健、福祉、教育、労働等との連携強化がより一層求められます。

その一つの方向として、障害のある人の地域生活を支援するための「自立支援協議会（療育部会、就労部会等）」と特別支援教育コーディネーター等連絡会との連携を促進し、「地区特別支援教育連携協議会」として位置付けられていくことなどが考えられます。実際にそのような組織化が図られている地域もでてきています。大切なことは、新たな組織を構築するのではなく、それぞれの地域の実情に合わせ、今ある組織やネットワークを強化することです。

更に、地域の特別支援教育に関する連携会議の代表者等からなる「長野県特別支援教育連携協議会」を組織し、情報交換や各地域の解決困難な課題にかかる協議を行うことで、地域課題の解決や地域連携の一層の充実につながります。

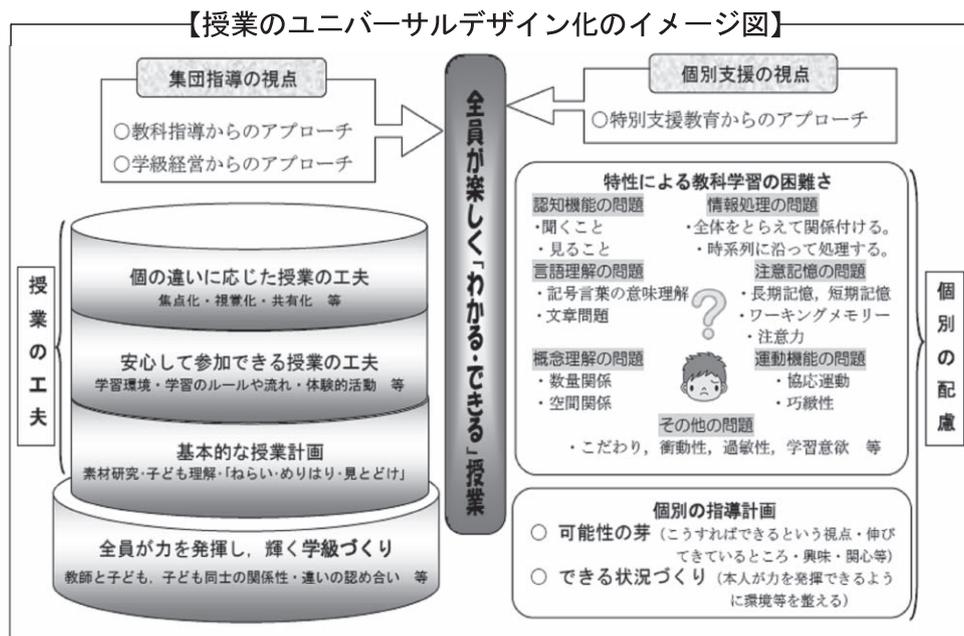
## 第3章6 授業のユニバーサルデザイン化

通常の学級には、いろいろな面で配慮が必要な児童生徒がいます。「集団での指導が困難だから、集団とは別に個別の指導・支援を」と考えるのではなく、まずは通常の学級における指導・支援の充実を考えることが大切になります。特別支援教育コーディネーターとして、「全員が楽しく『わかる・できる』授業」（授業のユニバーサルデザイン化）に向けた取り組みを、全校の先生方と共に進めていきましょう。

### 集団指導の視点と個別支援の視点の両面から迫る「授業のユニバーサルデザイン化」

学級で多くの児童生徒にわかる授業がなされない中であって、発達障害等のある児童生徒にとって「わかる・できる」授業になることは困難です。また、授業や集団の状況によって、個々の児童生徒が集団に位置付きにくくなることもあれば、逆に多くの児童生徒が学級に位置付き、力を発揮することもあります。そこで、発達障害等のある児童生徒への個別の直接的な指導・支援を考える前に、まず、全員が楽しく「わかる・できる」授業を創造していくことが求められます。

「全員が楽しく『わかる・できる』授業」を、授業のユニバーサルデザイン化ととらえます。授業のユニバーサルデザイン化に向けて、従来から大切にしてきた、教科指導・学級経営といった集団指導の視点からのアプローチをベースにしなが、加えて個別支援の視点からのアプローチを考えます。



### 「授業のユニバーサルデザイン化」に向けた特別支援教育コーディネーターの取組例

- 授業のユニバーサルデザイン化についての基本的な考え方を全職員が共通理解できるようにしましょう。「発達障害児等を支える指導・支援事例集」（平成 24 年 3 月長野県教育委員会発行）や「信州 Basic」（長野県総合教育センターHP）を活用して、研修の場をもちます。
- 授業のユニバーサルデザイン化は、「はじめから決まったマニュアル通りに、ある様式を取り入れるもの」ではありません。実際の授業での児童生徒の姿を基に、教師の行った工夫や配慮がなぜ有効だったのか、全職員がお互いに学び合う場を設けましょう。学級経営、教科指導、個別の指導計画の活用等、校内の先生方の実践からの学び合いを大切にします。
- 校内の先生方の取組の何がよいのかを意味づけ、よい実践を積極的に全職員に紹介していきましょう。

